

主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについて

令和5年4月1日策定
令和8年3月13日全部改正

1 趣旨

上天草市が発注する建設工事において、主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐（以下「主任（監理）技術者等」という。）及び現場代理人の工事現場への適正な設置を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

なお、本取扱い中、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項第1号については「専任特例1号」、同項第2号については「専任特例2号」、専任特例2号の場合の技術者を「特例監理技術者」という。

2 主任技術者の取扱い

(1) 主任技術者の設置について

建設業許可を受けている建設業者が工事を施工する場合、元請・下請、金額の大小にかかわらず、法第26条第1項に規定する主任技術者を現場に置かなければならない。

なお、請負金額が、税込4,500万円（建築一式工事では税込9,000万円）以上の工事を施工する場合、主任技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

また、この場合の専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

(2) 同一現場における主任技術者と現場代理人の兼任

主任技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

(3) 主任技術者を設置すべき期間

主任技術者を設置すべき期間は、上天草市公共工事請負契約約款（平成24年上天草市告示第69号。以下「約款」という。）第10条第1項の規定による『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書。以下「技術者通知書」という。）を受理したときから、約款第31条第4項の規定による『工事目的物引渡し申出書』（以下「引渡し申出書」という。）を受理したときまでとする。

なお、通知書の受理に当たっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

3 監理技術者の取扱い

(1) 監理技術者の設置について

発注者から直接請け負った工事で、下請契約の金額の合計が税込5,000万円（建築一式工事では8,000万円）以上となる場合、主任技術者の代わりに法第26条第2項に規定する「監理技術者」を現場に配置しなければならない。

なお、請負金額が、税込4,500万円（建築一式工事では税込9,000万円）以上の工事を施工する場合、監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

また、この場合の専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

(2) 同一現場における監理技術者と現場代理人の兼任

監理技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

(3) 監理技術者を設置すべき期間

監理技術者を設置すべき期間は、約款第10条第1項の規定による技術者通知書を受理したときから、約款第31条第4項の規定による引渡し申出書を受理したときまでとする。

なお、通知書を受理に当たっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

4 専任の主任技術者の取扱い

(1) 主任技術者を専任すべき期間

主任技術者を現場に専任すべき期間は、約款第10条第1項の規定による技術者通知書を受理したときから、約款第31条第4項の規定による引渡し申出書を受理したときまでとする。

なお、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書又は打合せ記録等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

ア 技術者通知書を受理後、現場施工に着手するまでの期間

(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事が開始されるまでの間等

イ 工事を全面的に一時中止している期間

(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等

ウ 工場製作のみが行われている期間

(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)

エ 工事完成通知書を受理後、検査、事務手続等のみが残っている期間

(2) 専任主任技術者の他の現場との兼任

現場に専任された主任技術者については、原則として他の現場の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認めない。ただし、次の要件に該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、『現場代理人及び主任（監理）技術者兼任調書』（別紙1。以下「兼任調書」という。）に、兼任する工事名等を記入させるものとする。

ア 専任特例1号による場合

次の全てに該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は兼任を認める。

なお、「専任特例1号を適用した工事現場」と「専任特例2号を適用した工事現場」を兼務することはできない。

(ア) 各建設工事の請負代金の額が、1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。

なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、当該主任（監理）技術者を専任で設置しなければならない。

(イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任（監理）技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間（片道）がおおむね2時間以内であること。

なお、上記の判断は、当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、当該主任（監理）技術者を工事ごとに専任で設置しなければならない。

(エ) 当該建設工事に置かれる主任（監理）技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。

なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該建設工事に置くこと。

また、連絡員は各工事に置く必要があるが、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務可能であり、1つの建設工事に複数の連絡員を設置することも可能である。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めず、直接的・恒常的雇用関係も問わないこととする。ただし、連絡員は当該請負会社が設置するものであり、施工管理の最終的な責任は当該請負会社が負うことに留意すること。

(オ) 当該工事現場の施工体制を主任（監理）技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。

(カ) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能であるが、当該計画書は建設業法施行規則第28条第1項の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

なお、作成した計画書の提出は不要だが、発注者が提出を求めた場合は速やかに提出すること。

- a 当該建設業者の名称及び所在地
- b 主任技術者又は監理技術者の氏名
- c 主任技術者又は監理技術者の1日当たりの労働時間のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
- d 各建設工事に係る次の事項
 - (a) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (b) 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）
 - (c) 当該建設工事の請負代金の額
 - (d) 工事現場間の移動時間
 - (e) 下請次数
 - (f) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務経験は土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - (g) 施工体制を把握するための情報通信技術
 - (h) 現場状況を把握するための情報通信機器

(キ) 主任（監理）技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい（一般的なスマートフォン、タブレット端末等）。

また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

(ク) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。

なお、「専任特例1号を適用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任（監理）技術者が兼務することは可能だが、専任を要しない工事現場についても、（ア）～（キ）の要件を満たし、かつ、全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

イ 密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合

この場合、当該工事が上記の要件を満たす工事であるかについては、以下の判断基準により判断すること。

（専任の主任技術者の兼任に係る判断基準）

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工する場合。

なお、施工に当たり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれる。この場合、1人の専任主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2現場までとする。

(3) 主任技術者が現場から離れる場合の取扱い

現場に専任された主任技術者については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。

なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

5 専任の監理技術者の取扱い

(1) 監理技術者を専任すべき期間

監理技術者を現場に専任すべき期間は、約款第10条第1項の規定による技術者通知書を受理したときから、約款第31条第4項の規定による引渡し申出書を受理したときまでとする。

なお、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書又は打合せ記録等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

ア 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間

（例）現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事が開始されるまでの間等

イ 工事を全面的に一時中止している期間

（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等

- ウ 工場製作のみが行われている期間
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)
- エ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続等のみが残っている期間

(2) 専任の監理技術者の他の現場との兼任

現場に専任された監理技術者については、原則として他の現場の主任(監理)技術者又は現場代理人との兼任を認めない。ただし、次の要件に該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、兼任調書に、兼任する工事名等を記入させるものとする。

ア 専任特例1号の場合

専任主任技術者における専任特例1号と同様の要件とする。

イ 専任特例2号による場合

監理技術者を置くことが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で置くことにより監理技術者を特例監理技術者とし、複数の現場で兼任させることができる。監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られ、当該現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

また、特例監理技術者を設置するためには、兼務する工事が以下の(ア)～(シ)の要件を全て満たさなければならない。

(ア) 監理技術者補佐は他の現場の監理技術者補佐との兼任は認めず、専任で設置すること。

(イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(監理技術者制度運用マニュアルの二一四(2)及び(3)の規定に基づく、連続して3か月以上)にあること。

(エ) 同一の特例監理技術者が兼任できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件までとすること。ただし、同一又は別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数

の工事を一の工事とみなす。

- (オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は、発注者が上天草市又は他の公共機関の工事で、かつ、工事場所が上天草市管内であること。
- (カ) 単体企業で受注している工事であること。
- (キ) 低入札価格調査基準価格未満で入札したことによる低入札価格調査対象工事でないこと。
- (ク) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (ケ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (コ) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
- (サ) 上天草市発注工事と他の公共機関が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。
- (シ) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めない場合がある）。

なお、特例監理技術者の設置する要件を満たしていることを確認するため、『特例監理技術者の設置を予定している場合の確認事項』（別紙2）を提出しなければならない。

- ※ 発注者は、特例監理技術者の設置を認める工事については、該当する工事の入札公告及び特記仕様書に以下の内容を必ず明記すること。

入札公告への記載内容
【特例監理技術者の設置を認める工事の場合】 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の設置を認める。監理技術者補佐は、他の工事現場の監理技術者補佐との兼任はできないが、同一工事現場の現場代理人との兼任はできる。
【特例監理技術者の設置を認めない工事の場合】 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の設置は認めない。
特記仕様書への記載内容
【特例監理技術者の設置を認める工事の場合】 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の設置を認める。監理技術者補佐は、他の工事現場の監理技術者補佐との兼任はできないが、同一工事現場

の現場代理人との兼任はできる。

本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

【特例監理技術者の設置を認めない工事の場合】

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の設置は認めない。

(3) 同一現場における特例監理技術者及び監理技術者補佐と現場代理人の兼任

ア 特例監理技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができない。

イ 監理技術者補佐は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

(4) 専任の監理技術者及び監理技術者補佐が現場から離れる場合の取扱い
現場に専任された監理技術者及び監理技術者補佐については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。

なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

6 主任（監理）技術者等の工期途中の交代の取扱い

工事現場に設置した主任（監理）技術者等の工期途中の交代は、監理技術者制度運用マニュアルの二二（4）の規定に該当する場合に限り認めるものとする。この場合、発注者は受注者に対し、理由書（様式自由）及びその理由を証明できる書類（診断書、離職証明書等）の提出を求めるものとする。

なお、監理技術者から特例監理技術者への変更又は特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。

7 現場代理人の取扱い

(1) 現場代理人の設置について

上天草市発注工事の請負者は、約款第10条第1項に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。

なお、現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。

また、この場合の常駐とは、工事現場稼働中は常に現場又は現場事務所に滞在することを指す。

(約款第10条第1項に規定する現場代理人となる資格のある者)

- ・ 現場代理人には特段の資格要件はない

- (2) 同一現場における現場代理人と主任（監理）技術者等の兼任
現場代理人は、同一現場における主任（監理）技術者を兼ねることができるが、同一現場における特例監理技術者を兼ねることができない。
また、同一現場における監理技術者補佐を兼ねることができる。

(3) 現場代理人を設置・常駐すべき期間

現場代理人を現場に設置すべき期間は、約款第10条第1項の規定による技術者通知書を受理したときから、約款第31条第4項の規定による引渡し申出書を受理したときまでとし、現場代理人が現場に常駐すべき期間は、約款第10条第1項の規定による技術者通知書を受理したときから、約款第31条第1項の規定による『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理したときまでとする。

なお、通知書を受理に当たっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

また、次に掲げる期間については、工事現場への常駐は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書又は打合せ記録等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

- ア 技術者通知書を受理後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事が開始されるまでの間等
- イ 工事を全面的に一時中止している期間
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等
- ウ 工場製作のみが行われている期間
（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）
- エ 工事完成通知書を受理後、検査、事務手続等のみが残っている期間

(4) 現場代理人の他の現場との兼任

現場代理人については、原則として他の現場の主任（監理）技術者等又は現場代理人との兼任を認めない。ただし、次の要件に該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、兼任調書に、兼任する工事名等を記入させるものとする。

- ア 密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合で、以下の要件に該当するもの

（要件）

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であり、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工する原則2件程度の工事。

なお、施工に当たり相互に調整を要する工事について、資材の調達

を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請業者で施工する場合等も含まれる。

イ 専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事（1件当たりの請負金額が税込4,500万円（建築一式工事の場合、9,000万円）未満）のみを施工する場合で、以下に掲げる条件を満たすもの

- ・ 3件までの上天草市又は他の公共機関の発注工事

※ ただし、他の公共機関の発注工事において、上天草市発注工事と現場代理人の兼任を認める場合に限る。

※ 設計変更により、兼任する工事の1件当たりの請負金額が税込4,500万円（建築一式工事の場合、9,000万円）以上となった場合は、現場代理人の変更手続を行わせること。

※ 兼任する全ての工事を上天草市が発注し、かつ、災害復旧工事を含む場合は、4件まで兼任することができる。

※ 兼任する全ての工事を上天草市が発注し、かつ、令和7年発生災害の災害復旧工事を含む場合は、5件まで兼任することができる。

(5) 現場代理人が現場から離れる場合の取扱い

現場代理人については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても常駐状態にあるとみなす。

なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

別紙 1

現場代理人及び主任（監理）技術者兼任調書

受注者	株式会社〇〇建設		
現場代理人氏名		連絡先	
主任技術者氏名		連絡先	
特例監理技術者氏名 ※監理技術者を兼任する場合		連絡先	
兼任する工事 1	工事番号		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	契約金額（税込）		
	発注機関		
	監督員氏名		
	監理技術者補佐氏名 ※特例監理技術者を配置する場合		
兼任する工事 2	工事番号		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	契約金額（税込）		
	発注機関		
	監督員氏名		
	監理技術者補佐氏名 ※特例監理技術者を設置する場合		
兼任する工事 3	工事番号		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	契約金額（税込）		
	発注機関		
	監督員氏名		
	監理技術者補佐氏名 ※特例監理技術者を設置する場合		

- 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が兼任する場合に記入すること（兼任する部分を記入）。
- 設計変更により現場代理人を兼任する2件以上の工事が専任の主任技術者の設置を必要とする工事（1件当たりの契約金額（税込）が4,500万円（建築一式工事の場合、9,000万円）以上）となった場合は、「現場代理人及び主任（監理）技術者変更通知」により変更手続を行うこと。
- 主任技術者を兼任する2件以上の工事のうち、どちらか一方でも工事途中で下請契約の合計金額（税込）が5,000万円（建築一式工事の場合、8,000万円）以上となる場合は、兼任できなくなるため、注意すること。
- 現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼任させる工事の工事場所及び工事概要がわかる仕様書、図面、位置図（様式自由）等の兼任要件を満たすことが確認できる資料を添付すること。
- 施工に当たり相互に調整を要する工事（資機材の調達を一括で行う場合、工事の相当の部分の同一の下請業者で施工する場合等を含む。）の場合は、上記4に加え、施工計画書等の兼任要件を満たすことが確認できる資料を添付すること。※資料の添付に代えて、担当者の署名捺印でも可。
- 発注者が上天草市及び他の公共機関（国、地方公共団体、公社等）の工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼任させる場合は、発注者が兼任を承諾していることがわかる書類（工事打合簿等の写し）を添付すること。

別紙 2

特例監理技術者の設置を予定している場合の確認事項

受注者	株式会社〇〇建設	
工事番号	令和〇年 〇〇〇第〇〇号	
工事名	市道〇〇〇線道路改良工事	
	項目（全て満たしていることの確認）	確認書類（要提出）
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。	—
<input type="checkbox"/>	ア 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で設置すること。	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証等）
<input type="checkbox"/>	イ 監理技術者補佐は、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）、一級施工管理技士等の国家資格者、学歴又は実務経験により監理技術者となりうる資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	
<input type="checkbox"/>	ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（連続して3か月以上）にあること。	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）
<input type="checkbox"/>	エ 同一の特例監理技術者が設置できる工事の件数は、当該工事を含め同時に2件までとすること。	特例監理技術者が兼任する工事のコリンズ（CORINS）の写し等
<input type="checkbox"/>	オ 特例監理技術者が兼任することができる工事は、発注者が上天草市又は他の公共機関（国、地方公共団体、公社等をいう。以下同じ。）の工事で、かつ、工事場所在上天草市管内であること。	工事場所在及び工事概要が分かる仕様書、図面、位置図等及び工事現場相互の距離が記載された位置図（様式自由）等の要件を満たすことが確認できる書類
<input type="checkbox"/>	カ 単体企業で受注している工事であること。	特例監理技術者が兼任する工事のコリンズ（CORINS）の写し等
<input type="checkbox"/>	キ 低入札価格調査対象工事でないこと。	低入札価格調査対象工事でないことがわかる書類（工事協議簿等の写し）
<input type="checkbox"/>	ク 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。	クからコマまでに記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）
<input type="checkbox"/>	ケ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	
<input type="checkbox"/>	コ 監理技術者補佐が担う業務について、あらかじめ明らかになっていること。	
<input type="checkbox"/>	サ 市発注工事と他の公共機関が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼任について承認していること。	発注者（上天草市及び他の公共機関）が兼任を承認していることがわかる書類（工事打合簿の写し）
<input type="checkbox"/>	シ 発注者が入札公告及び特記仕様書により特例監理技術者の設置を認める工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼任を認めない場合がある）。	—
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしていること。	—

※ 又は■を記載すること。

※ 入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみ提出（各要件を確認するための提出書類の添付は不要）とし、各要件を確認するための提出書類は落札決定後に提出すること。

※ 契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を併せて提出すること。